

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年3月16日
【会社名】	株式会社タカショー
【英訳名】	TAKASHO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高岡伸夫
【本店の所在の場所】	和歌山県海南市阪井489番地 (注)上記の場所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。
【電話番号】	073(482)4128(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理本部長 井上淳
【最寄りの連絡場所】	和歌山県海南市南赤坂20番地1
【電話番号】	073(482)4128(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理本部長 井上淳
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 504,952,000円 オーバーアロットメントによる売出し 81,244,800円 (注)1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書の訂正届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成24年3月9日(金)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成24年3月9日(金)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社大阪証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年3月15日に提出した有価証券届出書の添付書類のうち、取締役会議事録(抄本)に添付した別紙において、後記<ご参考>1.を参照のこととの記載がございますが、参考資料の掲載漏れがありましたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

(添付文書)

取締役会議事録(抄本)

3【訂正箇所】

取締役会議事録(抄本)の別紙記載事項の末尾に、以下の内容を追記いたします。また、訂正後の取締役会議事録(抄本)を添付しております。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、210,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成24年3月15日(木)開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社を割当先とする当社普通株式210,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下、「本件第三者割当による自己株式の処分」という。)を平成24年4月26日(木)を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成24年4月23日(月)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社大阪証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当による自己株式の処分に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券キャピタル・マーケット株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は本件第三者割当による自己株式の処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当による自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

(1)	現在の発行済株式総数	8,679,814株	(平成24年1月20日現在)
(2)	公募増資による増加株式数	1,400,000株	
(3)	公募増資後の発行済株式総数	10,079,814株	

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

(1)	現在の自己株式数	311,304株	(平成24年1月20日現在)
(2)	処分株式数	210,000株	
(3)	処分後の自己株式数	101,304株	

(注)上記(2)及び(3)は前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。